

第8章 卒業、学位及び免許等の取得

(卒業要件)

第42条 本学に4年以上在学し、第17条に規定する卒業単位数を修得した者は、教授会の意見を聴いて学長が本学の卒業を認める。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学位)

第43条 卒業した者には、学士の学位を授与し、学位記に専攻分野を下記のとおり付記する。

- ・社会福祉学科 学士(社会福祉学)
- ・健康スポーツコミュニケーション学科 学士(健康福祉学)
- ・経営福祉ビジネス学科 学士(社会福祉学)